

非化石価値取引市場説明会 ご質問&回答

赤字は会場での回答を一部修正しています。

質問	回答
会費等について、現取引会員は手数料以外に新たな費用負担はないと考えてよいか。	ご理解のとおり。
BGの親が非化石証書をまとめて購入してBGの子に分配することは可能か。	不可。非化石証書は転売できないため分配も不可。
小売事業者として、市場で買ってきた非化石価値と売れ残って分配された価値を持ち得るが、取扱いの違いは何か。	売れ残り分については、当該事業者の調整後排出係数を削減するには使用できる。売れ残り分をもって特定小売メニューに充てるようなことはできない。
メニュー別排出係数を設定している事業者の場合、それにあたらないものは残差係数という扱いとなるが、そのような事業者の場合、売れ残り分は残差係数にあたるのか。	売れ残り分は、すべてのメニューの調整後排出係数に均等に反映される。但し、調整後排出係数はマイナスにはならない。
ある小売事業者のメニューのひとつに水力メニューがあったとして、その事業者が非化石価値を買うと、そのメニューの排出係数はマイナスになるのか。それとも他のメニュー全体が下がるのか。(非化石価値を特定小売メニューに寄せることはできるのか)	売れ残り分については特定メニューへの割り当てはできない。その小売事業者の全体に当てられる。
非化石証書はカーボンオフセットのように単独の価値として扱うことは可能か。	使えない。あくまでも電気供給者がその形にして配るもの。
市場に売りだされるFIT分は、すべて集約されて出されるのか。電源の種別などはあるのか。売手はGIOのみか。	種別はなし。売り手はGIOのみ。 非FITについては取引方法なども再検討される可能性がある。
2018年度の計画では4回取引されるが、それぞれ売り切りの形か。それとも売れ残りは繰越か。	繰越す。但し次の年度には跨らない。非化石価値証書は年度毎の価値。
非化石証書の有効期限はあるか。	年度毎の価値となる。その年度以外は使えない。
BG事業者の意味がわからない。	託送制度の用語。電気の調達でいえば、ある一社が引き受けてそれをグループに配るといふもの。BGの親が取引所で取引し、約定した電気をBGの子に分配する。

オークションのルールについて、複数入札した場合の約定順序は？	入札価格が高いほうから約定していく。売り量がなくなればそこで終わり。
現在の非化石価値は電源特定ができないためRE100の条件をみたさないとと思うが、今後電源特定ができるような可能性はあるのか。	RE100については検討中と聞いている。CDPには利用可能との意見が出ている。
売れ残り量は公表されるのか。	売れ残り分についてJEPXからの公表予定はない。
非化石証書の価値保証はどのようになされるのか。	FIT分については法上、算定規則上で定義されるものと認識している。
非化石証書は 1.3 円/kWh が最低価格。ton 換算すると 2,400 円程度。J クレジットでは同程度でおよそ 1,700 円。非化石証書の優位性はなにか。	値幅制限については取引実績をみつつ検討していくのではないかと。
例えば石炭火力の排出係数が 1 とし、全電源が 0.5 ぐらいとした場合、非化石証書を 100 買った場合は、CO2 排出量は 0 とならないが、非化石証書を 200 買えば 0 とすることができるか。	理論的には可能。
自分は 100 しか供給していなくてもその供給量以上に非化石証書を買えるのか。	CO2 削減のために計算上見合う量の購入は説明がつくと想定。
非化石価値は必ず電気と合わせて需要家に供給されるという表現があるが、供給量を超える非化石証書の購入は存在しているのか。	同上
年4回の取引について、その年の売り量というのは公表されるのか。	公開予定はない。
取引が終わった後のどのような公表がなされるのか。	非化石価値取引規程の 22 条で規定。約定量, 最高価格, 最低価格, 約定量加重平均価格, 参加会員数と約定会員数を HP で公開
BG の子が取引した場合、JEPX との清算は BG の子が行うのか。	その通り。取引会員として自ら清算して頂く。
5/14～5/18 まで取引期間があるが、随時約定するのか、5/18 で締め切り一斉に約定するのか。	5/18 に一斉に約定処理する。
他の入札を見ることができるのか。	ブラインド方式のため他の入札は見ることはできない。
非化石証書は、FIT 電気以外の電気の CO2 削減量に使えるのか。	FIT 電気を買い、その分非化石価値を購入するのが望ましいとの声もあるが、FIT 電気を買っていないと非化石価値取引は可能と認識している。
全員 4 円で入札した場合、再エネ賦課金は払い戻されるのか。	入札での売り上げは JEPX から GIO に渡すことになる。それが次年度以降の賦課金単価に効いてくるかどうかだが、どうなるかは現段階では不明。

非化石証書について、ある一軒の需要家へのみ使用することはできるのか。	そのような小売りメニューがあれば可能。
全国の平均的な CO2 排出係数は 2017 年, 2018 年度でそれぞれいくつか。	CO2 排出係数は 2016 年度分まで公表されている。2017 年度以降はまだ出ていないと認識している。
2018 年度の排出係数はいつわかるのか。	2018 年度の排出係数は年度が終了した後となる。
非化石証書を使用し CO2 排出係数を下げる手続きはどうすればよいのか。J-クレジットでは抹消の手続きがあるが。	抹消等の手続きは無い。取引所として認識している事業者毎の非化石証書の保有量は資源エネルギー庁へ提出する。各事業所に対しても保有量を紙で提示する。その紙が排出係数の届け出に必要となる。
小売電気事業者以外は取引できないのか。	電気と併せた販売が必要となるため、小売電気事業者である必要がある。
非化石証書の使い方について、発行者が制限をつける事が多いが、HP 上への掲示や需要家への訴求は可能か。	小売りガイドラインに定められた範囲であれば可能。
非化石価値取引は預託金の対象外か。	対象外。
ゼロエミ価値の適用年度は、前年度の排出係数を適用するという事でよいか。	そのとおり。
2018 年 1 月から 3 月の分の非化石証書は 2018 年度分として使用可能なのか。	2018 年 1 月から 3 月分は、2018 年度分となる。
非化石証書の取引単位を教えてください。	1kWh
非化石証書は販売電力量以上に購入可能なのか。その場合、非化石価値は必ず電気と合わせて需要家に供給されるという立てつけと異なるが、国は承認しているのか。	可能と認識している。但し、CO2 排出係数の削減以上の購入は、その理由を取引所が求める場合がある。
年度内に 4 回取引があるが、第 1 回取引で 1 年分の供給量分非化石価値を購入し、年度全体にあてこむことは可能か。	年度を通じての商品であるため可能。
非化石証書を使う際、1kWh 単位で使用できるということでよいか。	1kWh 単位で使用可能。
グリーン電力証書との整合性は取れているのか。	グリーン電力証書は需要家の直接購入によるオフセットであり、非化石証書は事業者による電気供給に付随するものであり、双方に直接的なアタリはなく、整合とれているものと認識。

非化石証書の環境表示価値については、電源構成の円グラフを書き換えることはできず、欄外に表示するというだけでよいのか。	その通り。
入札時に同じ価格であれば、早い者勝ちや量が多い方取りなど優先順位はあるのか。	同一価格での入札量で按分する。割り切れずに端数の余りが出た場合にはランダムに振り分ける。